

政令 第十二号

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「万分の三（大学又は高等専門学校における原子炉の運転等に係る補償契約については、万分の一・五）」を「          、次の各号に掲げる補償契約の区分に応じ、当該各号に定める率」に改め、同項に次の各号を加える。

一 原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）第二条の表第一号に規定する熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転に係る補償契約 一万分の二十

二 前号に掲げる補償契約以外の補償契約 一万分の三（大学又は高等専門学校における原子炉の運転等に係る補償契約については、一万分の一・五）

第四条第七号中「(昭和三十七年政令第四十四号)」を削る。

附 則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。